

教えて、松井先生！



どうなるの？ 社会保障制度

講師 松井 一恵氏

CFP®(ファイナンシャル・プランナー)
特定社会保険労務士、宅地建物取引士

企業顧問や労務管理、労働相談に従事する
かたわら、人権課題に取り組み、会社も従業
員も満足できる職場風土の醸成やトラ
ブル解決のビジネスコンサルタントとして
活動中。近年は、社会保険・メンタルヘルス
・バウハラセクハラ対策の知識普及、啓蒙
活動にも力を入れている。



Q 健康保険は会社の社員と一定の範囲の家族のための医療保険です。一緒にの保険に加入する「家族」のことを「被扶養者」といいます。「被扶養者」となるためには、一般的に年収130万円未満、社員本人の年収の概ね2分の1未満といふ収入条件があります。

Q 扶養の範囲ってどうなるの？

A お給料から引かれる保険料には、「雇用保険料」と「健康保険料・介護保険料、厚生年金保険料」があります。雇用保険料はお給料10万円あたり400円程度ですが、社会保険フルコースだとお給料の約15%を負担しなければなりません。確かに、結構高いですね。

Q 社会保険料って高いって聞きますが高いですか？

A 広い意味では、「健康保険・介護保険・厚生年金保険・国民年金保険・労災保険・雇用保険」等、国や公共的な団体が行う社会保障制度のことです。狭い意味で使用される場合は、「健康保険・介護保険と厚生年金をあわせて、「社会保険」と呼びます。

A そうなんです、最近、変わったんです。正社員が501人以上の企業に勤めるパートタイマーは週所定労働時間20時間以上、月給8万8千円以上で、社会保険に加入しなければならなくなりました。どう動くのがお得かは、今のご家族の保険関係にもよりますので、ぜひ、お近くのFPにご相談ください。

Q 制度が変わるって聞いたんですが、私はパートを増やしたほうがいいの？ 減らした方がお得？

A 会社から社会保険に入れてあげてるんだから、もっと働くように言われました。なぜですか？

A 会社に勤めていても、アルバイトでちょっとだけ、という場合は、健康保険や厚生年金には入れません。加入の要件は、週に30時間以上働くこと。だから、会社が要件を満たすように言ってくるんですね。収入がたまたま少ない月があっても、保険料は月極めでまけてもらえまので、がんばってお仕事しましょう。

私たちの医療・介護・年金…
今、どうしたらいいのかな？！



働く女性目線でお勉強！
賢く生きるためにお勉強！
私たちが企画しました！



そんな疑問・お悩みにお答えするために無料のセミナーを開催いたします！

平成29年 2/25 無料セミナー 要予約
土 13:00~16:20

【ところ】いたみホール 5F-6F 伊丹市宮ノ前1-1-3

阪急伊丹線「伊丹駅」から徒歩約3分
JR福知山線「伊丹駅」から徒歩約8分

駐車場あり

30分150円、当日最大1,500円

託児あり 無料

2才~6才まで
要予約

(10名様まで)



●無料個別相談会●
各回定員2組(要予約)

- ① 13:00~13:50
- ② 14:00~14:50
- ③ 15:00~15:50

保険、住宅ローン、年金、資産運用、相続等FPが対応させていただきます。

第1部 13:00~14:30
定員:120名

講師:大石 泉氏

金融広報アドバイザー
CFP®(ファイナンシャル・プランナー)

テーマ

自分と家族の豊かな暮らしのために必要な保障と保険を考えよう！

概要

豊かな暮らしとは何か、必要なモノやコトをライフプランニングの必要性、リスクと保障を考えるライフステージに応じた自分と家族に必要な保険。



(株)リクルートに約15年携わり独立。人生の三大資金を生産取資で考える「自分予算」の考え方を確立し、住まい、キャリア、マネーを3軸性に個人の豊か暮らしをサポート。「幸せ住まいライフ塾」を開塾し、全国で展開中。

第2部 14:50~16:20
定員:120名

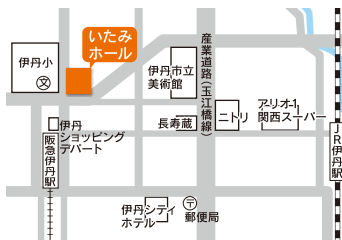
講師:松井 一恵氏

テーマ

どうなるの？ 社会保障制度~106万円の壁と社会保険ほんとのところ

概要

社会保険制度の基本、社会保険適用拡大制度の説明、保険料の考え方、「106万円の壁」よくある3つの誤解、ライフイベントに与える影響、出産育児・病気がけが・老齢・障害・死亡について。



申込先 日本FP協会 兵庫支部

申込締切 2/20(月)まで

※講演会、個別相談会ともに参加無料、事前予約 ※第1部、第2部単体で受付可能

※下記HP、E-Mail、お電話、FAXのいずれかで、「名前・郵便番号・住所・連絡先・参加人数・個別相談をご希望の方は希望時間帯と相談内容」を明記の上、お申し込み下さい

【HP】<https://www.jafp.or.jp/shibu/hyogo>

【TEL】078-334-7750 (平日 10~16時受付)

【E-Mail】hyougo_bb@jafp.or.jp

【FAX】078-334-7780 (24時間受付)